

## 地域振興施設（国府道の駅）進め方検討有識者会議設置要綱

### （設置）

第1条 地域振興施設（国府道の駅）の今後の進め方（以下、「進め方」という。）について検討するため、地域振興施設（国府道の駅）進め方検討有識者会議（以下、「有識者会議」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 有識者会議は、進め方について専門的見地から意見を述べるとともに、市長に報告する。

### （組織）

第3条 有識者会議は、別表に定める委員をもって構成する。

### （任期）

第4条 委員の任期は、本要綱の施行日から市長に報告する日までとする。

### （委員長等）

第5条 有識者会議に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 副委員長は、委員の内から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

### （守秘義務）

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### （庶務）

第8条 有識者会議の運営に関する事務は、経済部観光課において処理する。

### （必要事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営等について必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年10月30日から施行する。